職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年８月 15 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	城東社会保険病院、城東社会保険介護老人保健施設、社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	川崎社会保険病院、川崎社会保険介護老人保健施設、社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設及び社会保険桜ヶ丘総合病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	健康保険鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険八代総合病院

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年８月10日から１週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年８月 15 日

福岡法務局長　椿　　栄一

記

氏名　南　　裕二

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第1940号

事務所の所在地　福岡市早良区祖原14－９

違反行為　登記申請意思確認義務違反、虚偽の調査・測量の禁止　会則違反

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 15 日

日本橋税務署長　若尾　誠一

届出した者　アビーライト・エスエル

事務所等の名称　アビーライト・エスエル

事務所等の所在地　東京都中央区日本橋兜町７番16号日本橋兜町幸ビル４階

責任者の氏名　川畑由香里

証明書の有効期限　平成23年10月25日

麻布税務署長　馬鳥　　武

届出した者　ベスト・ウィンザー・リミテッド

事務所等の名称　ベスト・ウィンザー・リミテッド

事務所等の所在地　東京都港区南青山七丁目６番15号

責任者の氏名　アニータ・ライ・ワン・リー・キャンベル

証明書の有効期限　平成23年９月10日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年８月 15 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

１　処分をした年月日　平成23年８月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シンエイ　代表取締役　板坂　光剛　長崎県長崎市三川町800番地40　国土交通大臣許可（般－22）第16264号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における防水工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「防水工事業に関する営業」とは、注文者から防水工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年８月16日から平成23年８月22日までの７日間

４　処分の原因となった事実　株式会社シンエイは、長崎県が発注した佐世保養護学校屋上防水等改修工事において、建設業法第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と政令で定める金額以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０５６０号

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381－１

申立人　アイフル株式会社

本籍大阪府東大阪市新庄２丁目1683番地１、最後の住所大阪府東大阪市新庄２丁目23番15号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成19年１月19日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和12年３月11日、職業不詳

被相続人　亡　津田　三郎

事務所大阪市中央区今橋２－２－２　南都銀行大阪北浜ビル５階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第５９７号

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号

申立人　国

本籍大阪府堺市西区上野芝町７丁746番地４、最後の住所堺市西区上野芝町７丁15番11号、死亡の場所大阪府堺市西区、死亡年月日平成19年12月30日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和２年１月１日、職業不詳

被相続人　亡　寺井　元昭

事務所大阪府東大阪市鴻池本町６番27号

相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

大阪家庭裁判所堺支部